

市政記者クラブ 様

健康福祉局健康部 食品衛生課食品衛生係 担当：北本、木村 972-2646 内線 2646
--

ノロウイルス食中毒注意報の発令について

例年、冬季にはノロウイルスを原因とした食中毒が多発する傾向があります。本年 12 月に入り市内で、ノロウイルス食中毒が 2 件発生しました。また、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数も急増していることや全国的にノロウイルスの集団発生が多発していることから今後も食中毒が発生しやすい状況にあります。

そこで、食品関係事業者や市民の皆様に対して注意を促すため、本日「ノロウイルス食中毒注意報」を発令しました。

1 発令日

12 月 26 日（月）

2 有効期間

発令日から平成 24 年 3 月 31 日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。「警報」は発令時より 1 週間効力を有し、その後は自動的に効力を失い注意報へ切り替わります。

〔参考〕発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌 3 月 31 日まで (自動的に解除)	発令日から 1 週間 (自動的に解除)

3 食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	13 件 (5 件)	21 件 (6 件)
患 者 数	233 人 (111 人)	555 人 (363 人)

4 食中毒の予防方法

- ・手洗いの徹底
- ・食品の十分な加熱（中心温度 85℃1 分以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄消毒
- ・調理従事者の体調管理（下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど）
- ・嘔吐物などの適切な処理 など

5 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>